

見本

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

令和 年 月 日

京阪グループ健康保険組合 理事長殿

常務理事	事務長	係

～申出者の個人番号(マイナンバー)記載について～

(注)①退職時の保険証の記号番号を記入した場合は記載不要です。

②個人番号を記載した場合、番号確認および身元確認を行いますので、**個人番号カード**または**個人番号通知カード**および**写真つき身分証明書**(保有していない場合は、住所・氏名が記載された公的書類を2つ以上)をお持ちください。

※退職時の被保険者証 記号-番号	21 - 56	勤務していた 会社名・所属名	株式会社健保				
★個人番号 (マイナンバー)		資格喪失年月日 (退職の翌日)	令和 元 年 5 月 1 日				
申出者	フリガナ	ケンボ チトセ		生年月日	昭 平	性別	男 女
	氏名	健保 ちとせ					
	住所	(〒 540 - 6591 ) 1. 大阪市中央区大手前1-7-31					
	電話番号	( 06 ) 6944 - 0001	被扶養者	<input checked="" type="checkbox"/> あり →◎被扶養者増届もご記入ください <input type="checkbox"/> なし			
給付金等の振込先 ※被保険者本人名義 の口座に限る ※ゆうちょ銀行以外に限る	金融機関名	支店名	種類	口座番号			
	すずらん 銀行 信用金庫 (信用組合)	まりも 支店	1. 普通 2. 当座	701411			
保険料納付方法	<input type="checkbox"/> 月払い <input type="checkbox"/> 半期前納【4月～9月・10月～3月】 <input checked="" type="checkbox"/> 通期前納【4月～3月】						

## ◎被扶養者増届 (任意継続被保険者資格取得申出用)

被扶養者氏名 (フリガナ)	性別	生年月日	続柄	同居 の別	職業 (現在)	年間収入 見込 (パート)	年金受給の有無 (有の場合は金額 を記入してください)	(結婚 出生 など)	扶養の事由 (健保 認定日)	
										個人番号(マイナンバー)※必須
ケンボ ミドリ 健保 みどり	男	昭 平 令 5 1 7 1	妻	同 別	無職	0	有・無			
	女	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	(円)							
	男	昭 平 令		同 別			有・無			
	女						(円)			
	男	昭 平 令		同 別			有・無			
	女						(円)			

- (注意事項)
- 被扶養者の個人番号は必ず記載してください。(被保険者本人とは扱いが異なります)
  - 学生の場合は「職業」欄に「〇〇校〇学年」と記入して下さい。職業欄は文字にこだわらず小学六年、中学二年、ミシン内職、新聞配達、利子収入、パート等具体的に記入して下さい。
  - 続柄欄には妻、内縁の妻、実父、妻の実父、長男、孫、養母、妻の姉、弟等詳しく記入して下さい。
  - 理由欄には扶養になった理由として、結婚、出生、失業、家事手伝、不具廃疾、養子縁組等事実を具体的に記入して下さい。
  - 年金受給者は年金額(年額)を記入して下さい。対象となる年金は国から交付される年金、老齢年金、厚生年金、遺族年金、障害年金等です。(企業年金は含めません)

記入欄	任意継続被保険者番号	99-	資格取得日	令和 年 月 日
	退職時の標準報酬月額	千円	喪失予定日	令和 年 月 日
	任意継続で用いる標準報酬月額	千円		

組合受付印

※この申請用紙の記載内容は健康保険任意継続保険手続き以外の目的には使用致しません。

●別紙「退職後の健康保険について」を必ずご覧ください

# 退職後の健康保険について

2018年10月  
京阪グループ健康保険組合

## 1. 今お使いの健康保険は終了します

- ・現在加入の健康保険証は、退職日の翌日以降は使えなくなります（退職日当日は有効です）。
- ・退職日翌日からの保険について、以下のうちから御自身で選択していただき、所定の手続きを取る必要があります。

### ※再雇用により引き続き勤務される方

- ・今お持ちの保険証は、上記と同じ扱いとなります（使えなくなります）。
- ・再雇用契約に定める勤務日数・時間により、下記保険ではなく、現在の健康保険に再加入する場合があります（保険証は再発行されます）。詳しくは、会社人事担当にお尋ねください。

## 2. 保険の種類

### ①京阪健保の任意継続保険とする

- ・所定の手続きのうえ（下記3. 参照）、京阪健保に再加入します。
- ・保険料は「退職日の給与水準」と「健保平均（月額36万円）」との低いほうに、保険料率（64歳以下の方は介護保険料を含む）を掛けたものになり、全額自己負担になります。
- ・加入期間は最長2年間です。

### ②親族の「被扶養者」になる（親族が国民健康保険加入の場合を除く）

- ・退職以降の御自身の生計維持者が親族の場合、その親族の被扶養者になることもできます。
- ・ただし、御自身の年金所得等および親族の所得・健康保険の状況によっては、なれません。（詳しくは親族が加入する健康保険にお問合せください）

### ③国民健康保険に加入する

- ・上記①②を選択しない（あてはまらない）場合、市町村が運営する国民健康保険に加入します。
- ・保険料および加入手続きについては、お住まいの市町村国民健康保険担当にお尋ねください（健康保険組合では、わかりません）

## 3. 任意継続保険手続きについて

「A. 健康保険組合窓口で手続き」と「B. 書類郵送等による手続き」があります。  
手続き期間（健康保険組合への書類提出期限）は、退職日の翌日より20日以内です。

### A. 健康保険組合窓口で手続き

退職日の翌日以降に、下記書類および保険料をお持ちのうえ、健康保険窓口にお越ください。  
手続き時に納めていただく保険料は、当月分のみ、もしくは当月分+前納分のどちらでも結構です。  
（「当月分のみ」の場合、翌月以降分の納付書は手続き時にお渡しします）

（持参いただく書類）

- ・退職までお使いの保険証、限度額適用認定証等（会社に返してない方のみ）
- ・印（銀行印ではなく、普段お使いの印）
- ・銀行口座番号・名義（健保組合から補助金等がある場合に振り込みます）
- ・本人の「個人番号カード」か「個人番号通知カード+身分証明書」（下記参照）  
※申請書類には「退職時の保険証番号」か「個人番号」を本人が選んで記載します。「退職までお使いの保険証番号」を記載する方は、個人番号カード等は必要ありません。「個人番号」を記載する方は、必ず御持参ください。
- ・被扶養者の「個人番号」（メモに控える、もしくは「個人番号カード・通知カード」を持参）

### B. 書類郵送等による手続き

- ①取得申出書に必要事項を記載し、健康保険組合に郵送もしくはご持参ください。
  - ・退職日以前（退職月に限る）や退職日当日に郵送・持参いただいた場合にも書類を受け付けます。
  - ・個人番号に関する書類のため、社内連絡便の利用や会社庶務担当者への委託はできません。
- ②健康保険組合から保険料納付書（当月分）をお送りしますので、指定期間内に振込をお願いします。
- ③健康保険組合で振込が確認できましたら、新しい保険証と翌月以降の保険料納付書をお送りします。

### ※新しい保険証を受け取るまでの間の医療機関受診について

医療機関に手続き中であることを申告していただき、一旦医療費全額をお支払ください。保険証を受け取った後、当月中に医療機関に保険証を提示していただきますと、通常負担分（原則として3割）を超える額を精算（払い戻し）していただけます。翌月以降は健康保険組合での精算手続きとなります。

以上